平成２５年（フ）第１１５号
奈良県香芝市良福寺263番地１　ドルチェナカタ406号、前住所奈良県香芝市尼寺２丁目275番地１
債務者　林檎野こと　白井　春美
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田辺　美紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前10時35分
５　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
奈良県橿原市中曽司町122番地の１　サニーコーポ八木西402号
債務者　藤本　善三
１　決定年月日時　平成25年６月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東海　伸晃
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４１０号
神戸市中央区山本通３丁目19番19号　グリーンヒル山本通302号
債務者　村上ジョセフィンこと　ＭＵＲＡＫＡＭＩ　ＪＯＳＥＰＨＩＮＥ　ＢＯ
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４２号
函館市鍛治１丁目43番２号
債務者　播磨和歌子
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１６７号
函館市若松町36番25号
債務者　白戸　春美（旧姓棟方）
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１７３号
函館市新川町４番13号
債務者　坂本記豫美
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２３８号
愛知県西尾市米津町宮東21番地１　グローリア西尾218号室
債務者　宮本ジョジこと　ＭＩＹＡＭＯＴＯ　ＭＩＬＴＯＮ　ＪＯＧＩ
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
奈良県香芝市逢坂３丁目590番地１　メゾン逢坂１番館1105号、前住所奈良県香芝市関屋北３丁目１番３号
債務者　徳山基善こと　洪　　基裕
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１００号
奈良県橿原市川西町76番地　Ａ２棟103号
債務者　河人由美子
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
奈良県大和高田市三和町４番１―304号　パレ大和高田、前住所奈良県磯城郡三宅町大字但馬424番地の９
債務者　林　　光佑
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１３７号
奈良県橿原市膳夫町557番地の３　シャルマンコーポ八木東109号
債務者　村尾　照道
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
奈良県北葛城郡広陵町大字三吉60番地１
債務者　出井　眞澄
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
山形県米沢市大字長手318番地、前住所山形県米沢市大字竹井2342番地の２
債務者　安部　法和
１　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第２０２号
埼玉県草加市松江３丁目23番６号
債務者　舟崎　文泰
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２０８号
埼玉県吉川市吉川団地２番４号403
債務者　照井　利幸
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３６５号
千葉県市原市惣社２丁目８番地８　ハイツ太子堂102号
債務者　真田　慶子
１　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４１０号
千葉県市川市新田４丁目18番18―501号　エスエスハイツ市川
債務者　下田　希紀
１　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係